

議 第 九 号

仙台市議会委員会条例等の一部を改正する条例（案）

標記の議案を別紙のとおり地方自治法第百九条の二及び仙台市議会会議規則第十四条の規定により提出します。

平成二十三年四月二十二日

提 出 者

議会運営委員会 委員長 庄 司 俊 充

仙台市議会議長

野 田 讓 様

## 仙台市議会委員会条例等の一部を改正する条例

(仙台市議会委員会条例の一部改正)

第一条 仙台市議会委員会条例(昭和三十四年仙台市条例第六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号1中「企画調整局」を「震災復興本部」に改め、同号2中「総務局」を「総務企画局」に改める。

(仙台市議会委員会条例の一部改正)

第二条 仙台市議会委員会条例の一部を改正する条例(平成二十三年仙台市条例第十五号)の一部を次のように改正する。

附則中「平成二十三年五月二日」を「平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二号)第一条第一項の政令で定める日」に改める。

### 附 則

この条例は、平成二十三年五月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

### 理 由

仙台市事務分掌条例の改正にあわせ、常任委員会の所管を改めるため、また、平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴い議員の任期満了による選挙の期日及び任期が変更されたため、現行条例の一部を改正する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。